

低入札価格調査について

別紙

- 1 本業務は、低入札価格調査制度の対象業務であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、次に示す2～5について低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。
 - 2 受注者は、履行の為の体制図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。
 - ① 再委託業者の追加及び変更
 - ② 再委託金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
 - 3 受注者は、2の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
 - 4 受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
 - 5 受注者は、調査時と業務完了後の実績とを対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の再委託業者の同席を求める場合は、応じなければならない。
 - 6 2から5の提出等の指示に違反し、履行の為の体制図を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（当初施行日、平成16年6月15日技第508号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
 - 7 2に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、業務委託契約書第18条第1項第9号に該当するものとし、契約を解除する。
 - 8 調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金の額は、通常の業務委託契約書の記載額（契約金額の10分の1以上）と異なる。（契約金額の10分の3以上）
 - 9 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、主任技術者を専任で配置すること。
専任で配置する主任技術者は、調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札書提出日時点において3ヶ月以上）にあること。また、毎週の業務日程予定表及び業務日程実績表（任意様式）の発注者への提出や、発注者との協議へ出席すること。なお、専任で配置する期間は、書面による技術提案等を提出する日から業務が完了し成果品の引渡しが完了する日まで、他の業務に技術者として従事できないものとする。
 - 10 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合については、自ら行う照査に加えて、第三者（過去に取引実績がない業者に限る）に照査を実施させること。
 - 11 業務完了後に成果物に瑕疵があることが発覚した場合には、第三者照査実施者にも責任が及ぶものとする。

※ なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領【建設工事に係る委託業務】」をご覧下さい。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyuu/d00201681.html>)